

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

### ◆保険証が新しくなります

有効期限が1年になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町住民課国保医療係（3番窓口）までお申し出ください。

新しい保険証はピンク色です

| 後期高齢者医療被保険者証       |                |
|--------------------|----------------|
| 有効期限 平成26年 7月31日   |                |
| 被保険者番号             | 01234567       |
| 住所                 | 広城市連合町1丁目      |
| 氏名                 | 広城 太郎 男        |
| 生年月日               | 昭和 7年 7月 7日    |
| 資格取得年月日            | 平成20年 4月 1日    |
| 発給期日               | 平成20年 4月 1日    |
| 交付年月日              | 平成25年 7月 1日    |
| 一部負担金の割合           | 1割             |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 39011010 公印(朱) |

### ◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方には、申請書を送付しますので、町住民課国保医療係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

|     |                                               |
|-----|-----------------------------------------------|
| 区分Ⅰ | ・世帯全員が住民税非課税である方                              |
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する                |
|     | ・世帯全員の所得が0円の方<br>(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
|     | ・老齢福祉年金を受給されている方                              |

新しい減額認定証は水色です

| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 交付年月日 平成25年 8月 1日       |                    |
| 被保険者番号                  | 01234567           |
| 住所                      | 広城市連合町1丁目          |
| 氏名                      | 後期 一郎 男            |
| 生年月日                    | 昭和 7年 7月 7日        |
| 発給期日                    | 平成25年 8月 1日        |
| 有効期限                    | 平成26年 7月31日        |
| 適用区分                    | 区分Ⅱ                |
| 発給入院<br>証当年月日           | 平成25年 8月 1日 保険者印 印 |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印      | 39011010 公印(朱)     |

### ◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）に行います。

### ● 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町住民課国保医療係へご連絡ください（電話のご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先

●北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

●町住民課 国保医療係（3番窓口） ☎ 56-8006

～後志広域連合からのお知らせ～

## 65 歳以上の方に 介護保険料納付通知書が発行されます

特別徴収（年金からの引き落とし）により介護保険料を納付している方は、4月から2月までの年金支給月の6期に分けて納めていただきます。7月下旬に後志広域連合より介護保険料特別徴収通知書を発送いたします。

普通徴収（納付書により金融機関等で納付）の方につきましては、7月上旬に後志広域連合より介護保険料納付通知書を発送いたしますので、7月から2月までの8期に分けて下表の納期限までに納めていただきます。

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となるものです。「みんなで支え合う」という制度の趣旨をご理解いただき、介護が必要になったときに誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

ご不明な点は後志広域連合介護保険課（☎ 0136-55-8013）までお問い合わせください。

### 介護保険料納期限

| 期 別   | 納 期 限                |
|-------|----------------------|
| 第 1 期 | 平成 25 年 7 月 25 日（木）  |
| 第 2 期 | 平成 25 年 8 月 26 日（月）  |
| 第 3 期 | 平成 25 年 9 月 25 日（水）  |
| 第 4 期 | 平成 25 年 10 月 25 日（金） |
| 第 5 期 | 平成 25 年 11 月 25 日（月） |
| 第 6 期 | 平成 25 年 12 月 25 日（水） |
| 第 7 期 | 平成 26 年 1 月 27 日（月）  |
| 第 8 期 | 平成 26 年 2 月 25 日（火）  |



| 所得段階   | 対 象 者                                     | 年間保険料    |
|--------|-------------------------------------------|----------|
| 第 1 段階 | 生活保護を受けている方。<br>世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 | 24,700 円 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方 | 24,700 円 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が住民税非課税で、第 2 段階に該当しない方                | 37,000 円 |
| 第 4 段階 | 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方               | 49,400 円 |
| 第 5 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円未満の方           | 61,800 円 |
| 第 6 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上の方           | 74,100 円 |